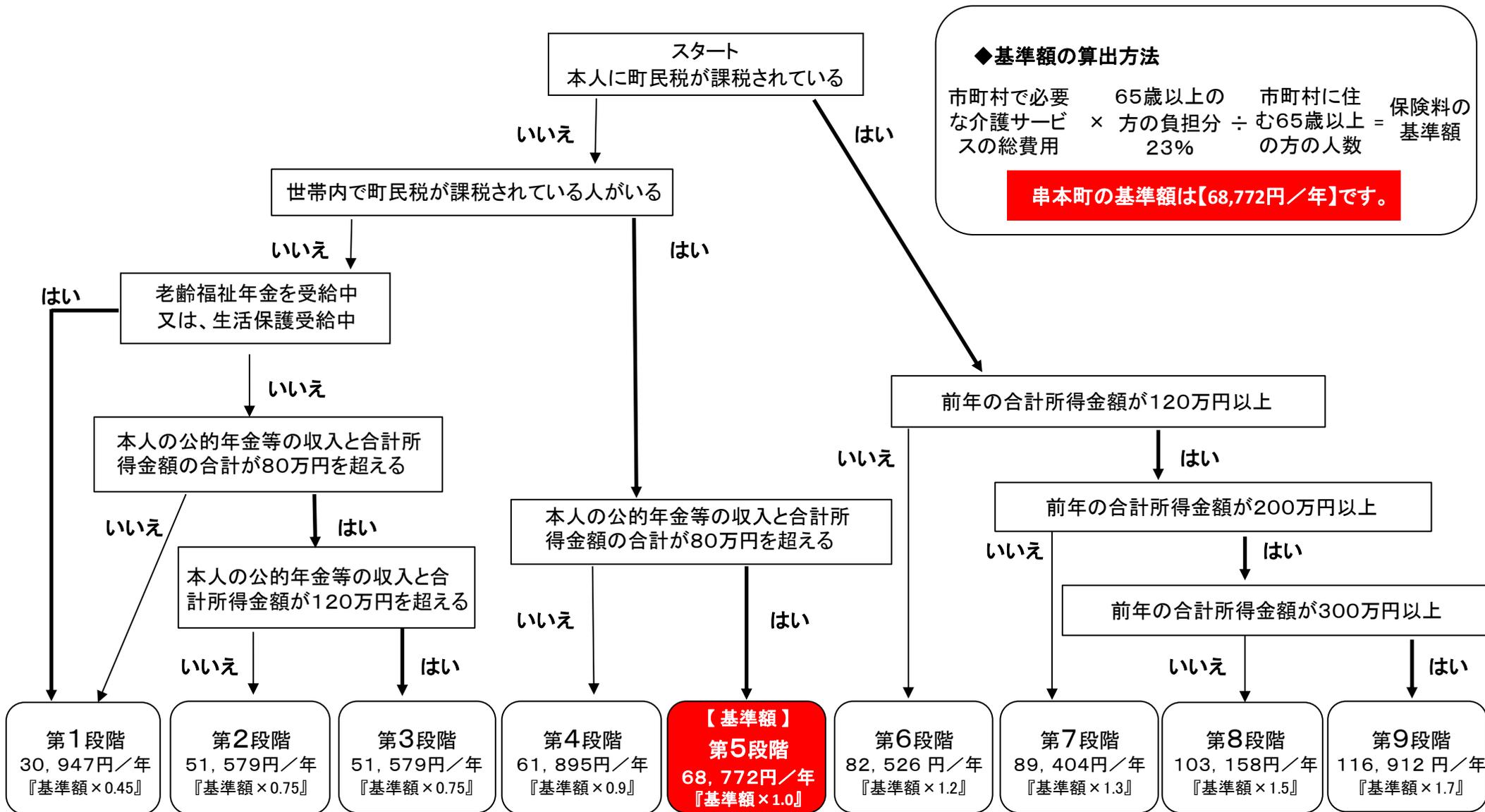


# ★介護保険料の計算方法は以下のとおりです。

◎第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料につきましては、下図のとおりとなります。

なお、保険料段階は、毎年6月の合計所得金額確定を受けて決まります。それまでの間は前年度の介護保険料を元に仮計算されております。



※実際の保険料では100円未満は切り捨てられます。

※合計所得金額とは、前年中の収入金額から公的年金等控除額、給与所得控除額及び必要経費などに相当する金額を控除した金額。なお、平成30年4月から、介護保険料算定において土地及び建物等の譲渡所得の特別控除がある場合は合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除が控除されます。